

2026年7月9日

各位

会社名 Z A C R O S 株式会社
代表者名 代表取締役社長 下田 拓
(コード番号 7917 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 管理部門統括
佐藤 道彦
TEL. 03-5804-4221

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

本自己株式処分は、次のとおり、当社の取締役に対しては、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要せずに行い、当社の委任型執行役員に対しては、報酬等として金銭報酬債権を付与して当該金銭報酬債権を現物出資させる方法により行います

① 当社の取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2026年8月3日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 19,400株
(3) 処分価額	当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。 ※当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年7月8日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,303円であり、その総額は、25,278,200円です
(4) 割当予定先	取締役3名 19,400株 ※監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除きます。

②当社の委任型執行役員に対する処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月3日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 19,500株
(3) 処分価額	1株につき1,303円
(4) 処分価額の総額	25,408,500円
(5) 割当予定先	委任型執行役員4名 19,500株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月18日開催の第91回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

本制度においては、対象取締役は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を受けることとなります。本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年240,000株以内とし、年額100百万円以内とされております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の委任型執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。委任型執行役員に対する譲渡制限付株式の付与は、当社から金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を当社に現物出資させる方法により行います。

今般、当社は、2026年7月9日開催の取締役会において、対象取締役3名及び当社の委任型執行役員4名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式38,900株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本自己株式処分の現物出資財産とするため、当社から委任型執行役員に対して金銭報酬債権合計25,408,500円を支給いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

取締役である対象役員は2026年8月3日（割当日）から当社の取締役の地位を退任する日（ただし、当該日が2026年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、委任型執行役員である対象役員は2026年8月3日（処分期日）から当社の取締役又は委任型執行役員の地位を退任する日（ただし、当該日が2026年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、割当日から翌年の定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」とい

う。)の間、継続して、①取締役である対象役員については当社の取締役の地位にあったこと、②委任型執行役員である対象役員については当社の取締役又は委任型執行役員の地位にあったことをそれぞれ条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が本役務提供期間において、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、①取締役である対象役員については当社の取締役を退任した場合、②委任型執行役員である対象役員については当社の取締役又は委任型執行役員を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、対象役員に割り当てられた本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

委任型執行役員である対象役員に対する本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月8日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,303円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、委任型執行役員である対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上